

令和4年夏の交通事故防止運動の主な推進事項

埼玉県

1 子供と高齢者の交通事故防止

県民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図り、子供を始めとする歩行者に対する保護意識の醸成を図る。

ア 交通安全教育の推進

- ・ 保護者から子供への安全教育、高齢者に対する安全教育の推進
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の低下が運転に及ぼす影響を踏まえた安全教育の推進

イ 交通ルール・マナーの遵守

- ・ 横断歩道における歩行者優先、交通ルール遵守の徹底
- ・ 歩行者に対する思いやり運転の励行
- ・ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシート使用徹底の呼び掛け

ウ 運転免許自主返納制度等の周知

- ・ 運転免許証の自主返納制度や返納者への支援措置の周知
- ・ 改正道路交通法によるサポートカー限定免許の周知

2 自転車の交通事故防止

自転車利用者に対し、交差点での安全確認の徹底や適正な通行方法等の交通ルールを周知するとともに「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車用ヘルメットの着用促進及び自転車損害保険等の加入徹底を図る。

ア 自転車走行における交通ルール・マナーの周知徹底

- ・ 車道左側通行の原則、歩道を通行する場合の徐行と歩行者優先の徹底
- ・ 二人乗りや無灯火、スマートフォン等の使用、飲酒運転等の危険性の周知

イ 自転車利用者自身の安全確保

- ・ 自転車用ヘルメットの着用促進

ウ 自転車損害保険等の加入徹底

- ・ 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害保険等への加入徹底

3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、広く県民に飲酒運転の悪質性や危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴えるとともに、酩酊による路上寝込み等の交通事故防止をドライバー、歩行者に呼びかける。

ア 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底

イ 事業者等に対する飲酒運転の根絶に向けた取組の推進

ウ 酩酊による路上寝込み等を起因とした交通事故発生実態と発見時の措置方法の周知